

退職等年金給付制度と老齢厚生年金

お問い合わせ ☎

年金班 043-223-4116

●退職等年金給付制度

共済年金の職域年金相当部分廃止後の新たな年金として、平成27年10月より「退職等年金給付（年金払い退職給付）」が創設されました。概要は以下のとおりです。

- ・平成27年10月からの組合員期間について適用。
- ・半分は有期年金、半分は終身年金（65歳支給（60歳から繰上げ及び70歳まで繰下げ可能））。
- ・有期年金は、10年又は20年支給を選択（一時金の選択も可能）。
- ・本人死亡の場合は、終身年金部分は終了。有期年金の残余部分は遺族に一時金として支給。
- ・財政運営は積み立て方式。給付設計はキャッシュバランス方式とし、保険料の追加拠出リスクを抑制。
- ・公務に基づく負傷又は、病気により障害の状態になった場合や死亡した場合に、公務障害年金・公務遺族年金を支給。
- ・服務規律維持の観点から、現役時から退職後まで通じた信用失墜行為等に対する支給制限措置を導入。
- ・組合員である間は支給停止。

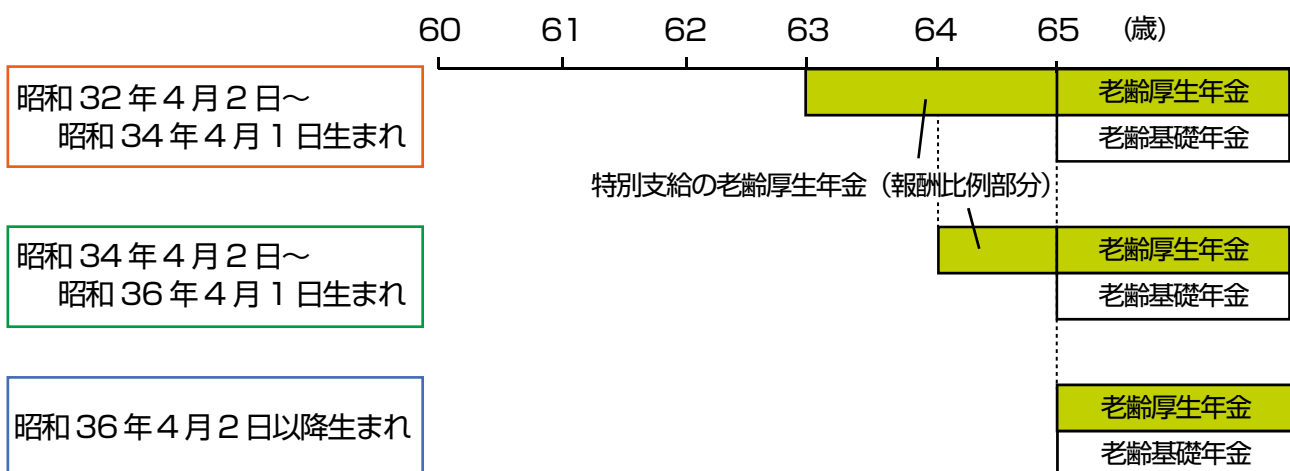
●老齢厚生年金と特別支給の老齢厚生年金

老齢厚生年金は、在職中に支給されていた給料等に代わり、退職後の所得保障として支給される給付です。退職後の年金については、本来は65歳から給与に比例して算定された年金額が支給され、これに併せて国民年金制度から老齢基礎年金が支給されることになっていますが、昭和36年4月1日以前生まれの方については、65歳になるまでの期間についても特例により段階的に「特別支給の老齢厚生年金」を受給できることになっています。

特別支給の老齢厚生年金の受給条件

- ・被保険者期間が1年以上あること（※1）
- ・被保険者期間等が10年以上あること（※2）
- ・支給開始年齢以上65歳未満であること

《生年月日別に見た支給開始年齢と受けられる年金》



（※1）「被保険者期間」とは、共済組合、厚生年金、私学共済への加入期間を合算した期間

（※2）「被保険者期間等」とは、「被保険者期間」と国民年金第1号被保険者期間のうち保険料を納付した期間、保険料免除期間又は合算対象期間、第3号被保険者期間、私学共済加入期間を合算した期間